（在外選挙執行規則の一部改正）

**第三条**　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

## 改正後

**別記**

**第十九号様式**（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

その一

何年何月何日執行

何選挙投票所投票録　何投票区

| | | |